

ながさきビジネスダイレクト利用規定

第1章 共通事項

第1条 サービスの内容

- ながさきビジネスダイレクト（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）がパーソナルコンピュータ等の端末機器（以下「パソコン」といいます）により、インターネットを通じて、
 - 当行に「残高照会」「入出金明細照会」「振込・振替」等の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービス（以下「照会・資金移動サービス」といいます）
 - 当行に「総合振込」「給与（賞与）振込」等の依頼データの伝送を行うサービス（以下「一括データ伝送サービス」といいます）
 - 当行に「税金・各種料金」等の払込みの依頼を行い、当行がその手続きを行うサービス（以下「税金・各種料金等の払込みサービス」といいます）
- 本規定を承認し、当行本支店に普通預金口座、または当座預金口座をお持ちの法人、または個人事業主の方を本サービスの利用資格者とします。
- 依頼人は、この規定の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第2条 使用できるパソコン等

- 本サービスを利用する際に使用できるパソコンのOSおよびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限ります。
- 本サービスに利用するパソコンは、依頼人ご自身が所有・管理するパソコンとし、不特定多数の人が利用できる環境のパソコンは使用しないでください。

第3条 サービス利用時間

- 本サービスの利用時間は、当行が定めた利用時間内とします。ただし、当行は、本サービスの利用時間を依頼人へ通知することなしに変更することがあります。
- 本サービスの取扱時間中であっても、当行の責任にらない回線工事等が発生した場合は、依頼人に予告することなく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

第4条 サービス利用口座の届出

依頼人は、本サービス利用申込時に、次のサービス利用口座を当行所定の書面により、届け出るものとします。その際、申込書、諸届その他の書類に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は、責任を負いません。

なお、サービス利用口座の科目・預金種類等は当行所定のものとし、口座数は、当行所定の数を超過登録することはできません。

- 代表口座

本サービスの利用口座をお届けいただく際は、当行本支店における依頼人ご本人名義の普通預金口座または当座預金口座を「代表口座」としてご指定ください。基本料金引落口座、ご照会口座兼資金移動サービスのお支払口座となります。
- 利用関連口座

「利用関連口座」は、代表口座以外のご照会口座兼資金移動サービスのお支払口座です。当行本支店の依頼人ご本人名義の口座に限ります。

第5条 本人確認

- 暗証番号の届出

本サービスのご利用に際しては、依頼人は、当行所定の書面に於て各種暗証番号等（照会・資金移動サービスにおいて用いる「照会用暗証番号」「振込振替暗証番号」「確認暗証番号」をいい、以下総称して「暗証番号等」といいます）を事前に届け出るものとします。その際、書面に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は、責任を負いません。
- パスワード、電子証明書の設定

本サービスののご利用に際しては、依頼人は、当行に対して本人確認のための「ログインID」「ログインパスワード」「確認用パスワード」「ワнтаイムパスワード」（以下総称して「パスワード等」といいます）を依頼人のパソコンから登録するものとします。

また、電子証明書による本人確認方法（以下「電子証明書方式」といいます）を行う場合には、電子証明書の取得を当行所定の方法により依頼人のパソコンで行うものとします。なお、電子証明書方式では、ログインIDは電子証明書のインストールのためにのみ使用されます。

依頼人は、本サービスの利用を開始した後は、依頼人のパソコンからパスワード等（ワнтаイムパスワードを除く）を随時変更できるものとします。
- 本人確認方法

依頼人が本サービスを利用する場合は、パスワード等および暗証番号等、電子証明書方式の場合は電子証明書をパソコンより当行に送信するものとします。

当行は、送信されたパスワード等および暗証番号等、電子証明書方式の場合は電子証明書と当行に登録されたパスワード等および暗証番号等、電子証明書方式の場合は電子証明書と一致を確認した場合は、次の事項が確認できたものとして取り扱います。

 - 依頼人の有効な意思による申込であること。
 - 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- パスワード等および暗証番号等の管理

パスワード等および暗証番号等は、依頼人の責任において厳重に管理してください。生年月日、電話番号、連続番号など、他人に類推されやすい番号をパスワード等および暗証番号等として使用することをお避けたいとともに、パスワード等（ワнтаイムパスワードを除く）は、依頼人のパソコンから随時変更できますので、定期的に変更してください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。

パスワード等を失念したり、他人に知られた場合は、すみやかに当行に届け出てください。当行への届出前に生じた損害については、当行は、責任を負いません。

また、依頼人がパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は、本サービスの取扱いを中止することができるとします。本サービスの取扱いを再開するには、別途、当行所定の申込を行ってください。
- 電子証明書の管理
 - 電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。依頼人は有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。なお、当行は依頼人に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
 - 本契約が解除された場合、電子証明書は無効となります。
- ワнтаイムパスワードサービス

ワнтаイムパスワードサービスとは、本サービスの利用に際し、パスワード生成機（以下「ハードトークン」といいます）により生成・表示された可変的なパスワード（以下「ワнтаイムパスワード」といいます）を用いることにより、依頼人の確認を行うサービスをいいます。

なお、ワнтаイムパスワードの利用は必須となっております。

 - ワнтаイムパスワードサービスの利用者は、依頼人となります。
 - 本サービスの利用申込後、当行は依頼人の届出住所にハードトークンを送付します。ハードトークンの発送は日本国内に限ります。

なお、届出住所不備または不在等によりハードトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にハードトークンを廃棄しますので、別途、当行所定の申込を行ってください。

 - ワнтаイムパスワードの利用は、利用開始登録を行うことで可能となります。本サービスの「ワнтаイムパスワード認証確認」画面にて依頼人が入力した通信したワнтаイムパスワード等と、当行が保有しているワнтаイムパスワード等が一致した場合は、当行は依頼人からのワнтаイムパスワードの利用開始の依頼とみなします。
 - 故障・破損等によりハードトークンにワнтаイムパスワードが表示されなくなった場合は、すみやかに当行に申し出るとともに当行所定の申込を行ってください。依頼人の責に帰さない故障・破損の場合は、当行はハードトークンを無償で交換します。依頼人の責による故障・破損等の場合、または紛失した場合は、当行所定の再発行手数料が必要です。

- ハードトークンは厳重に管理し、ワнтаイムパスワードは他人に知られないようにしてごください。ハードトークンを紛失、または盗難に遭う等した場合は、すみやかに依頼人から当行に届け出てください。
- 電子メール

本サービスでは、電子メールによる取引結果の案内、各種取引の結果照会等の取引確認方法を利用しています。依頼人は、当行からの通知・照会・案内等に電子メールを利用することについて同意するものとします。

依頼人は、サービスご利用登録時に、インターネットを介してメールアドレスの登録を行うものとします。また、届け出のメールアドレスを変更するすみやかにインターネットを介してメールアドレスの再登録を行ってください。

依頼人が届け出たメールアドレスに誤りがあったと認められる関係を有することにより生じた損害については、当行は、責任を負いません。

第6条 反社会的勢力の排除

- 契約者および当行は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 契約者および当行は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 契約者および当行（以下「解除当事者」という。）は、相手方（以下「違反当事者」という。）が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することとする。
- 前項の規定の適用により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解除当事者何らの請求もできない。

第7条 取引依頼の確定

- 取引依頼の方法

本サービスによる取引依頼は、本規定「第1章 第5条 本人確認」の終了後、依頼人が取引に必要な所定事項を当行の指定する方法で当行に送信することにより行うものとします。
- 取引の確定

当行が本サービスによる取引依頼を受けた場合は、依頼人に対し取引内容の確認画面を表示します。依頼人は、表示された内容が正しい場合には、パスワード等を当行指定の方法により、当行に送信してください。このことにより取引の意思表示がなされ、当行が送信された内容を確認した時点で取引依頼が確定したものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。

なお、受付完了画面で受付の確認ができなかった場合は、取引内容照会等を利用して必ず確認を行ってください。

第8条 各種手数料

- 本サービス利用にあたっては、当行所定の月額基本手数料（消費税を含む）を、依頼人が本サービス利用にあたりご指定いただいた代表口座からお支払いいただきます。
- 本サービスの利用による振込・振替または各種データ伝送にかかる当行所定の手手数料（消費税を含む）を、依頼人が本サービス利用にあたりご指定いただいた支払指定口座によりお支払いいただきます。
- 前記1・2の手手数料(消費税を含む)については、当行の各種預金規定等にかかわらず、通帳・各種払戻請求書・当座小切手等の提出なしに、当行所定の方法により、自動的に引き落とし
- 当行は、本サービスに関する各種手数料（消費税を含む）を、当行で定める方法で依頼人に周知することにより、任意に変更できるものとします。
- 本サービスに関する各種手数料（消費税を含む）の引落としについては、領収書等は発行しません。

第9条 取引メニューの追加

本サービスに今後追加される取引メニューについて、依頼人は、新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のメニューについては、この限りではありません。

第10条 取引内容の確認等

- 本サービスによる取引後は、すみやかにパソコン等により結果照会・取引照会を行うか、預金通帳の記帳または当座勘定照会表等により取引内容を確認してください。万一、取引内容、残高等に相違がある場合は、直ちに当行に確認してください。
- 本サービスによる振込・振替取引については受付番号簿を記載した電子メールを、依頼人のメールアドレスに送信しますので、確認してください。記載事項に相違がある場合または取引照会等で取引があるにもかかわらず電子メールが届かない場合は、当行に確認してください。依頼人が登録した電子メールアドレスに送信したうえは、通信障害その他の理由による未着・延着については、当行は責任を負いません。

また、不着によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 取引内容に依頼人と当行との間で疑義が生じたときは、本サービスについて当行が保有する電磁的記録の内容を正当なものとして取り扱います。

第11条 海外からの利用

海外からのご利用は、その国の法律・通信事情・電話機の使用等に相違があるため、原則として、取扱い不可とさせていただきます。

第12条 届出事項の変更等

- 預金口座および本サービスに関する住所、電話番号、氏名、その他の届出事項に変更があった場合には、当行所定の方法により直ちに届け出てください。変更の届出は、当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、依頼人に損害が発生することがあっても、当行は、責任を負いません。
- 変更の届出がなかったことにより、当行から通知または送付する書類等が延着または到着しなかった場合は、通常の到着までに到着したものとみなします。

第13条 免責事項

- 本規定「第1章 第5条 本人確認」による手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうえは、利用者を依頼人とみなし、本サービスの利用に関してパスワード・暗証番号等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は、責任を負いません。
- 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は、責任を負いません。
 - 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - 公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において、当行に有効な取引依頼のデータが到着する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより、依頼人の取引情報等が漏洩したとき
 - 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、

端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき

- 郵送上の事故につき、第三者が依頼人の情報を知り得たとき
- 当行以外の金融機関等の責任に帰すべき事由があったとき
- 当行が講じる安全対策についての了承

依頼人は、本サービスの利用に際し、公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について、了承しているものとみなします。
- 環境設定の確保

本サービスに使用するパソコンおよび通信媒体が正常に稼動する環境については、依頼人の責任において確保してください。当行は、本契約によりパソコンが正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、パソコンが正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または不意に取引が成立した場合、そのことにより生じた損害については、当行は、その責任を負いません。

第14条 解約等

本サービスの契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。本サービスでは、お届けいただいている口座のうち代表口座以外の口座を削除する場合は、サービス変更の取扱いとなります。

- 依頼人による解約
 - 依頼人による解約は、当行に解約の申込書を提出し、当行所定の手続きによるものとします。
 - 本サービスを解約した場合でも、解約前に行った取引は、有効な取引として取り扱います。
- 当行の都合による解約

当行の都合による解約は、依頼人に対する解約の通知によるものとします。その場合、依頼人の氏名・住所等の変更により、依頼人に通知が到着しなかった場合は、通常の到着すべき時に到着したものとみなします。
- サービスの停止および強制解約

当行は、依頼人が次のいずれかに該当したときは、依頼人に通知をすることなく、直ちに本サービスの停止または契約の解除ができるものとします。

 - 相続の開始があった場合。
 - 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があった場合。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - 住所変更等の届出を怠るなど、依頼人の責めに帰すべき事由により、依頼人の所在が不明となった場合。
 - 本規定に違反するなど、本サービスを停止する必要があるが生じた場合。
 - 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - 当行に支払うべき所定の手数料（消費税を含む）の未払い等が発生した場合。
 - 本サービスで登録されている代表口座の預金口座が解約された場合。
- 解約と手数料

本サービスの解約時に本サービス関連の手数料（消費税を含む）の未収が発生している場合、当行は、本サービスの解約後においても請求ができることとします。また、契約期間中の途中での解約または一部解除の場合でも、日割り計算等による月額基本手数料（消費税を含む）の払戻しはいたしません。

第15条 関係規定の適用・準用・変更

- 関係規定の適用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、振込規定等の各種規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては、本規定が優先的に適用されるものとします。
- 規定の変更

この規定の変更については、契約者に通知することなく変更することができるとします。当行が変更内容を契約者に通知する場合は、ホームページへの掲示等、当行が定める方法により行います。なお、変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとします。

第16条 譲渡・買入れの禁止

本サービスにもとづく契約書の権利は、譲渡・買入れることはできません。

第17条 準拠法・管轄

本契約および本契約にもとづく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、長崎地方裁判所を管轄裁判所とします。

第18条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に事前の申出のない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第2章 照会・資金移動サービス

第1条 照会サービスの内容

- 照会サービスとは、あらかじめ登録された依頼人名義のサービス利用口座について、口座残高および入出金明細情報を提供するサービスです。

入出金明細照会については当行所定の時間以降の取引について、取引日当日中に応答できない入出金の明細が生じることがあります。この場合の入出金の明細については翌営業日以降に応答します。
- 照会サービスの依頼にあたっては、照会の種別、ご利用口座等の所定事項を所定の手順に従って当行に送信してください。当行が依頼人から照会サービスの依頼を受信し、所定の本人確認手続の結果、依頼人からの依頼と認めた場合には、当行は、依頼内容にもとづく口座情報を回答します。
- 当行が回答した口座情報は、口座の取引内容に訂正または取消があった場合には、当行は、依頼人に通知することなく回答済の口座情報と訂正または取消することがあります。このように訂正または取消のために生じた損害については、当行は、責任を負いません。

第2条 資金移動サービス

- 振込・振替の定義
 - 振込

支払指定口座および入金指定口座が異なる当行本支店および他行にある場合、または異なる名義の場合における資金移動をいいます。
 - 振替

支払指定口座および入金指定口座がともに当行の同一支店かつ同一名義の場合における資金移動をいいます。
- 資金移動サービスの方式

入金先口座の指定方法は、依頼人が利用の都度、振込・振替口座を指定する方式によります。口座指定の方法には「入金先個別指定（検索）、入金先個別指定（コード直接入力）、依頼人が登録した入金先口座一覧より選択、入金先履歴より選択」があります。
- 暗証番号等

振込・振替を行う場合は、本規定「第1章 第5条 本人確認」の手続きを経た後、暗証番号等をパソコンより当行に送信するものとします。当行は、送信された暗証番号等と当行に登録された暗証番号等との一致を確認した場合は、正当な依頼であるものとして取り扱います。
- 依頼人の依頼にもとつき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は、依頼内容について依頼人に照会することがあります。この場合は、すみやかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害については、当行は、責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引き落した口座に入金します。

第3条 振込・振替の実施日

- 通信を受信した当日を受付日とし、振込依頼時に指定された振込指定日を振込日として取り扱います。この場合の振込・振替資金は振込日当日に、支払指定口座から自動引落いたします。残高不足等により引落しが成立しなかった場合には、当該振込依頼はなかったものとして取り扱います。

- 振込・振替の手数料（消費税を含む）は、振込・振替資金の引落と同時に支払指定口座から自動引落いたします。ただし、当行が認めた場合は、当行指定日に自動引落する方法とすることもできます。

第4条 振込限度額

資金移動サービスによる1日あたりの振込金額または振替金額の上限は、依頼人が書面によ

り当行に届け出た金額とします。ただし、その上限は、当行所定の金額の範囲内とします。

第5条 依頼内容の訂正・相戻し

- 当行が依頼人から振込を受け付けた後、依頼人が当該振込の訂正または相戻しを依頼する場合は、支払指定口座のある当行本支店にて、当行所定の手続きにより取り扱います。この場合の振込手数料（消費税を含む）は、返却いたしません。また、相戻しについては、当行所定の相戻手数料（消費税を含む）をいただきます。
- 当行は、依頼人からの訂正・相戻し等の依頼内容にもとつき、相戻し依頼または振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。
- 相戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の出金口座に入金いたします。
- 前記2の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは相戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の相戻手数料（消費税を含む）は返却いたしません。

第3章 一括データ伝送サービス

第1条 一括データ伝送サービスの内容

- 一括データ伝送サービスとは、依頼人がパソコン等を通じて、インターネット等を利用し、当行に「総合振込」、「給与（賞与）振込」等の各種データを伝送するサービスのことをいいます。
- 取引の手続等
 - 依頼人からのご依頼データは、当行所定の時間内に受け付け、当行所定の方法により手続きをします。
 - 振込・振替指定日は、依頼人のパソコン等から指定してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。
 - 一括データ伝送サービスは照会・資金移動サービスとの組合せでご利用いただけます。

第2条 総合振込

- 総合振込の内容
 - 当行は、依頼人からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は当行の本支店および全銀システム加盟金融機関の国内本支店、指定できる預金口座は普通預金または当座勘定とし、事前に振込先口座の確認を行ってください。また、振込の受付に当たっては、当行所定の方法により当行所定の振込手数料（消費税を含む）をいただきます。
 - 振込依頼は、振込所定の日時までに行ってください。また、振込指定日は、当行所定の期間の銀行営業日を指定するものとします。
 - 振込資金および振込手数料は、当行所定の日程までに振込資金引落口座に入金してください。残高不足の場合には振込を中止させていただきます場合があります。なお、振込資金および振込手数料は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手の提示なしに指定預金口座から引落します。
 - 依頼人の依頼にもとつき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は、依頼内容について依頼人に照会することがあります。この場合は、すみやかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害については、当行は、責任を負いません。
 - 入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引き落した口座に入金します。なお、この場合、前記(1)の振込手数料（消費税を含む）は返却いたしません。
- 依頼内容の取消・相戻し
 - 依頼内容の取消

依頼人の依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消はできませんのであらかじめご了承ください。

 - 当行が依頼人から振込を受け付けた後、依頼人が当該振込の訂正または相戻しを依頼する場合は、支払指定口座のある当行本支店にて、当行所定の手続きにより取り扱います。この場合、振込手数料（消費税を含む）は返却いたします。また、相戻しについては、当行所定の相戻手数料（消費税を含む）をいただきます。
 - 当行は、依頼人からの訂正・相戻し等の依頼内容にもとつき、相戻し依頼または振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。
 - 相戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金引落口座に入金いたします。
 - 前記(3)の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは相戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の相戻手数料（消費税を含む）は返却いたしません。
 - その他この振込について、振込不能が発生したときの取扱い、は、当行の定める方法によるものとします。

第3条 給与（賞与）振込

- 給与（賞与）振込の内容
 - 当行は、依頼人からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した依頼人が支給する給与・賞与・報酬等（以下「給与」といいます）の振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は当行の本支店および全銀システム加盟金融機関の国内本支店、指定できる預金口座は普通預金または当座勘定とし、事前に振込先口座の確認を行ってください。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行所定の振込手数料（消費税を含む）をいただきます。
 - 振込依頼は、当行所定の日時までに行ってください。また、振込指定日は、当行所定の期間の銀行営業日を指定するものとします。
 - 振込資金および振込手数料は、当行所定の日程までに振込資金引落口座に入金してください。残高不足の場合には、振込を中止させていただきます場合や給与振込としてのお取扱いができない場合があります。なお、振込資金および振込手数料は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手の提示なしに指定預金口座から引落します。
 - 当行は、振込受取人に対し、入金通しは行いません。なお、給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。
 - 依頼人の依頼にもとつき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は、依頼内容について依頼人に照会することがあります。この場合は、すみやかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害については、当行は、責任を負いません。
 - 入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引き落した口座に入金します。この場合、前記(1)の振込手数料（消費税を含む）は返却いたしません。
- 依頼内容の取消・相戻し
 - 依頼内容の取消

依頼人の依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消はできませんのであらかじめご了承ください。

 - 当行が依頼人から振込を受け付けた後、依頼人が当該振込の訂正または相戻しを依頼する場合は、支払指定口座のある当行本支店にて、当行所定の手続きにより取り扱います。また、相戻しについては、当行所定の相戻手数料（消費税を含む）をいただきます。
 - 当行は依頼人からの訂正・相戻し等の依頼内容にもとつき、相戻し依頼または振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。
 - 相戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金引落口座に入金いたします。
 - 前記(3)の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは相戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の相戻手数料（消費税を含む）は返却いたしません。
 - その他この振込について、振込不能が発生したときの取扱い、は、当行の定める方法によるものとします。

1. 税金・各種料金等の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金等払込み」といいます）は、当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます）の払込みを行うため、依頼人がパソコンを通じて、インターネット等により当行所定の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

2. 依頼人は「代表口座」ならびに「関連口座」を支払指定口座として、当行所定の方法・範囲に従い料金等払込みを行うことができます。

3. 料金等払込みを行う場合は、当行が定める方法および操作手順に従ってください。

4. 依頼人のパソコンにおいて、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。

5. ただし、依頼人が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当行のインターネットバンキングに引き継がれます。

6. 前項本文の照会または前項但書の引き継ぎの結果として依頼人のパソコンの画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、依頼人の口座番号、パスワード等その他当行所定の事項を正確に入力してください。

7. 当行で受信した依頼人の口座番号およびパスワード等と届出の依頼人の口座番号およびパスワード等との一致を確認した場合、当行は受付を完了し、依頼人のパソコン画面に内容を表示しますので確認してください。

8. 受付完了後の取消・変更はできません。

9. 料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を預金口座から引き落とししたときに成立するものとします。

10. 次の場合には料金等払込みを行うことができません。

11. (1) 停電、故障等により取扱いできない場合

12. (2) 申込内容にもとづく払込金額に当行所定の利用手数料（消費税を含む）を加えた金額が、手続き時点において依頼人の口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます）を超える場合

13. (3) 1日あたりまたは1回あたりの利用金額が、当行の定めた範囲を超える場合

14. (4) 依頼人の口座が解約済みの場合

15. (5) 依頼人の口座に関して支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行った場合

16. (6) 差押等やむを得ない事情があり当行が不適当と認めた場合

17. (7) 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合

18. (8) その他当行が必要と認めた場合

19. 料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。

20. 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの申込みを撤回することができません。

21. 当行は、料金等払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

22. 収納機関の連絡により、料金等払込みが取り消されることがあります。

23. 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることがあります。料金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。

24. 料金等払込みにかかるサービスの利用にあたっては、当行所定の利用料を支払っていただくことがあります。

25. 前項14の利用料は、利用者の指定する口座から、当行の各種預金規定等にかかわらず、通帳・各種払戻請求書・当座小切手等の提出なしに、当行所定の方法により、自動的に引き落します。

以上
- お客さまへ
- ## 個人情報の利用目的に関するご案内
- ### 株式会社 長崎銀行
- 貴殿からのお取引の申込みまたはご契約の締結にあたり、当行が貴殿から取得する個人情報の利用目的等について、以下のとおりご案内申し上げます。
- | | |
|------------------|--|
| 業
務
内
容 | ○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
○公共債窓販業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
○その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む) |
| | ○各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
○犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
○預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
○融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
○適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
○与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
○他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
○お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
○市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
○ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
※各種ご提案を希望しない場合は、お申出により停止することができます。ただし、金融商品やサービス等の提案以外のダイレクトメール(満期案内等)の発送等を除きます。
○関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
○各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
○その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
○当行の業績把握・決算関連業務・監査業務・人事関連業務・安全管理業務等の内部管理のため
○当行が設立または加盟する各種団体等の運営や管理のため
○総合的な金融サービスのご案内・ご提供のため
○総合的なリスク管理のため
○法令等に基づき開示、報告を行うため
○その他、銀行が行う業務及びそれに付随する行為に利用するため |
- | |
|--|
| 特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。
※法令等による利用目的の限定について
○銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
○銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 |
|--|
- 以 上